

扶養手当・住居手当・通勤手当について

No	名 称	支 給 額 等																	
1	扶養手当	<p>下記の者で他に生計の途がなく、<u>主として職員の扶養を受けている者</u> (※扶養親族：年間所得の合計額が130万円程度以上の者を除く。この年間とは、今後1年と考える。)について扶養手当が支給される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【扶養手当における所得について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養手当上の所得は、給与収入、年金収入の場合、すべての収入金額が対象となる。(遺族年金、障害者年金等についても、すべての収入が対象となる。) ※所得税における所得の考えとは異なる </div> <p>○ 扶養親族となる者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 重度心身障害者 <p>○ 手当額(月額)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th style="width: 30%;">上記(1)について</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">上記(2)～(5)について</th> </tr> <tr> <td></td> <th style="width: 35%;">配偶者がいる職員</th> <th style="width: 35%;">配偶者がいない職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">各6,500円</td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1人目</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>2人目以降</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子1人につき<u>5,000円加算</u>される。</p> <p>(運用方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族に所得が有る場合の基準 扶養親族が就職等した時点で、今後1年間の所得(給与収入等)が130万円以上になることが見込まれる場合は、その就職等した時点から扶養手当の支給対象とならない。 ・父母を扶養親族として認定する場合の基準 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (例) 1 父 130万円未満 ○ 母 130万円未満 ○ 計 260万円未満 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 2 父 260万円以上 × 母 所得なし × 計 260万円以上 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top; margin-top: 20px;"> 3 父 131万円 × 母 129万円 × 計 260万円 </td> <td style="vertical-align: top; margin-top: 20px;"> 4 父 130万円 × 母 129万円 ○ 計 259万円 </td> </tr> </table> <p>※ ○…扶養親族として認定される ×…扶養親族として認定されない。</p>	上記(1)について	上記(2)～(5)について			配偶者がいる職員	配偶者がいない職員	13,000円	各6,500円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1人目</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>2人目以降</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> </table>	1人目	11,000円	2人目以降	6,500円	(例) 1 父 130万円未満 ○ 母 130万円未満 ○ 計 260万円未満	2 父 260万円以上 × 母 所得なし × 計 260万円以上	3 父 131万円 × 母 129万円 × 計 260万円	4 父 130万円 × 母 129万円 ○ 計 259万円
上記(1)について	上記(2)～(5)について																		
	配偶者がいる職員	配偶者がいない職員																	
13,000円	各6,500円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1人目</td> <td style="width: 70%; text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>2人目以降</td> <td style="text-align: right;">6,500円</td> </tr> </table>	1人目	11,000円	2人目以降	6,500円													
1人目	11,000円																		
2人目以降	6,500円																		
(例) 1 父 130万円未満 ○ 母 130万円未満 ○ 計 260万円未満	2 父 260万円以上 × 母 所得なし × 計 260万円以上																		
3 父 131万円 × 母 129万円 × 計 260万円	4 父 130万円 × 母 129万円 ○ 計 259万円																		

2	住居手当	<p>(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、<u>月額 10,500 円を超える家賃</u>を支払っている職員(父母の居住する住宅の一部を借り受け、これに居住する職員又は職員住宅入居職員を除く。)</p> <p>① 家賃の月額が 23,000 円を超える場合 支給額 = (家賃月額 - 23,000 円) × 1 / 2 + 12,500 円 ただし、その額が 30,000 円を超えるときは 30,000 円とする。 ※算出額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>② 家賃の月額が 23,000 円以下の場合 支給額 = 家賃月額 - 10,500 円 ※算出額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>※1 親と同一の住宅に住み、親に家賃を支払っている場合は対象としない。 ※2 原則として本人が契約者であること。(扶養親族の場合は可)</p>
3	通勤手当	<p>通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との往復することをいう。</p> <p>○ 通勤距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによる。 ※住居から勤務場所までの片道の通勤距離が 2 km 未満の職員は通勤手当支給の対象とならない。</p> <p>○ 算出の基準 <u>運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による運賃等の額</u></p> <p>【支給区分及び支給額】</p> <p>(1) 交通機関(バス、電車等)の利用者 → 6ヶ月定期券の額と回数乗車券等(パスールカード等)の6ヶ月分の額を比較し、低廉な額を支給。</p> <p>※定期認定・・・6ヶ月定期券額を6ヶ月ごと支給 ※回数乗車券認定・・・回数乗車券等の1ヶ月分に相当する額を毎月支給</p>

(2) 交通用具(自転車、自家用車等)の利用者

→交通用具の使用距離に応じて、下表の額を毎月支給(※駐車場料金等は支給されない。)

片道の通勤距離の区分	支給額
2km 未満	0 円
2km 以上4km 未満	2,500 円
4km 以上7km 未満	4,300 円
7km 以上 10 km未満	5,600 円
10 km以上 13km 未満	6,800 円
13km 以上 15km 未満	8,400 円
15km 以上 18km 未満	10,000 円
18km 以上 20km 未満	11,400 円
20km 以上 25km 未満	12,600 円
25km 以上 30km 未満	15,200 円
30km 以上 35km 未満	17,900 円
35km 以上 40km 未満	19,700 円
40km 以上 45km 未満	22,100 円
45km 以上 50km 未満	23,800 円
50km 以上 55km 未満	24,800 円
55km 以上 60km 未満	25,800 円
60km 以上	26,900 円

(3) 交通機関と交通用具の併用者

(1) と (2) の合計額を支給する。

※ 支給されない場合

出張、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合

※上記の内容は、平成23年4月1日現在のものです。